

議案第70号 提案理由説明書

| 区 分 | 主 な 提 案 理 由 |
|--------------------------------|--|
| 第70号 西宮市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程 | <p>第1条 西宮市教育委員会事務専決規程の一部改正</p> <p><u>担当課長の新設等に伴い、以下の改正を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに「担当課長」の規定を設ける。 ・専決事項の専決区分を一部改める。 ・規定中の表現を一部改める。 |
| | <p>第2条 市長権限事務に係る校長等の専決に関する規程の一部改正</p> <p><u>担当課長の新設等に伴い、以下の改正を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに「担当課長」の規定を設ける。 ・規定中の表現を一部改める。 |
| | <p>第3条 西宮市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の一部改正</p> <p><u>組織改正に伴い、以下の改正を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の事務分掌の一部を市長事務部局へ移管することに伴い、市長の補助機関である職員の補助執行に関する規定を改める。 |
| | <p>第4条 西宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正</p> <p><u>組織改正及び担当課長の新設等に伴い、以下の改正を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴い、課名記号を改める。 ・新たに「担当課長」の規定を設ける。 ・文書を適正に作成し、管理するための原則等を規定する。 ・文書の取扱いの現状を踏まえ必要な改正を行い、また規定中の表現を一部改める。 |

西宮市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程制定の件

西宮市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年3月18日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程

(西宮市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 西宮市教育委員会事務専決規程(昭和55年西宮市教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「課長及び館長」を「課長、担当課長及び館長」に改める。

別表第1中

「

| | | | | | |
|--------------------|--------|--|------|-------|--|
| 7 所属職員の職場研修の計画及び実施 | 委員会の研修 | | 部の研修 | 課内の研修 | |
|--------------------|--------|--|------|-------|--|

」

を

「

| | | | | | |
|--------------------|---------|--|-------|-------|--|
| 7 所属職員の職場研修の計画及び実施 | 委員会内の研修 | | 部内の研修 | 課内の研修 | |
|--------------------|---------|--|-------|-------|--|

」

に改める。

別表第3中

「

| | | | | |
|---------------------|--|----|--|--|
| 4 歳出予算の所管替 申請(○) | | 全部 | | |
|---------------------|--|----|--|--|

」

を

「

| | | | | |
|-------------------|--|--|----|--|
| 4 歳出予算の所管替 (○) | | | 全部 | |
|-------------------|--|--|----|--|

」

に改める。

(市長権限事務に係る校長等の専決に関する規程の一部改正)

第2条 市長権限事務に係る校長等の専決に関する規程(昭和55年西宮市教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「部長又は課長」を「部長(西宮市教育委員会事務専決規程(昭和55年西宮市教育長訓令第1号)第2条第1号に規定する部長をいう。)又は課長(同条第2号に規定する課長をいう。次条第1項第2号において同じ。)」に改め、同条備考第1項中「(昭和55年西宮市教育長訓令第1号)」を削る。

(西宮市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第3条 西宮市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程(昭和42年西宮市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、同項2号中「使用許可」を「管理運営」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 社会教育に関すること(教育委員会が指定するものを除く。)

(西宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第4条 西宮市教育委員会文書取扱規程(平成15年西宮市教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「き損」を「毀損」に、「取扱」を「取り扱」に改め、同項を第3項とし、同条第1項中「すべて」を「全て」に、「取扱い」を「取り扱

い」に、「基づく公文書の公開に対応できる」を「基づき公開できる」に改め、同項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

文書は、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう作成しなければならない。ただし、軽微な事案に係るものについてはこの限りでない。

第4条第1項中「第1項」を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる事務」を「次に掲げる事務（担当課長である文書管理者にあっては、第2号から第8号までに掲げる事務）」に改める。

第5条第1項中「文書管理者」の次に「（担当課長を除く。以下この条及び第7条において同じ。）」を加え、同条第2項中「当該課」を「当該その他の課」に改める。

第11条中本文（各号列記以外の部分に限る）に次のただし書を加える。

ただし、教育総務課長が認める到達文書については、この限りでない。

第11条第1項第2号中「、あて先を確認したうえ」を「、宛先を確認した上で、」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 前2号の規定にかかわらず、書留等特殊取扱郵便物（教育総務課長が認めるものに限る。）は、特殊文書処理簿に記入したのち課等の職員に配布し、受領印又は署名をとること。

第14条中「すべて」を「当該文書を所掌する」に改める。

第15条第1項中「文書管理者」を「当該文書等を所掌する文書管理者」に改める。

第18条第1項第1号を次のように改める。

（1） 起案文書には、起案趣旨、起案理由、処理内容、事案の経過その他の必要事項を記述し、かつ、関係書類を添付すること。ただし、定例又は軽微な事案については、この限りでない。

第32条第1項中「次に」を「次の各号に」に、「種別及び」を「種別に」に「応じ、当該各号に定める」に改め、同条第2項中「法令」を「法令等」に改める。

第32条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる文書の種別に該当する完結文書（第2項に該当するものを除く。）のうち、保存している期間が

10年を超えたものについては、文書管理者が認めた場合に限り、以後の保存を要しないものとする。

第35条第1項第3号中「訴訟」を「不服申立て」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

事務局

| 課名 | 課名記号 |
|---------|------|
| 教育総務課 | 教総 |
| 教育企画課 | 教企 |
| 教育人事課 | 教人 |
| 教育職員課 | 教職 |
| 学校管理課 | 学管 |
| 学校施設計画課 | 学施計 |
| 学事課 | 学事 |
| 学校改革課 | 学改 |
| 学校教育課 | 学教 |
| 学校保健安全課 | 学保安 |
| 学校給食課 | 学給 |
| 特別支援教育課 | 特支 |
| 地域学校協働課 | 地協 |
| 文化財課 | 文 |
| 地域学習推進課 | 地推 |
| 読書振興課 | 読振 |

教育機関

| 課名 | 課名記号 |
|--------|------|
| 教育研修課 | 教研 |
| 青少年育成課 | 青育 |

付 則

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

(参考)

○提案理由

組織改正及び担当課長の新設等に伴う所要の改正を行うため。